

電力先物におけるヘッジ会計適用に関する報告書

2025年2月

経済産業省 商務・サービスグループ

株式会社東京商品取引所

目次

1. 本検討会の背景及び目的	1
2. 電力取引の現状とヘッジ会計の重要性.....	2
(1) 電力システム改革と市場リスクへの対応.....	2
(2) ヘッジ対象となる電力の特性.....	2
(3) ヘッジ手段となる電力先物とヘッジ会計.....	3
3. 電力先物におけるヘッジ会計適用の具体的課題.....	3
【課題1】ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違い（事前テスト）	4
【課題2】ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）	5
【課題3】ヘッジの有効性評価（事後テスト）	6
4. 各課題に関する検討会での議論.....	6
【課題1】ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違い.....	7
(1) 個別ヘッジの一類型としての整理.....	7
(2) 包括ヘッジの特殊例とすることの検討	8
【課題2】ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）	9
(1) 予定取引の数量の適格性.....	9
(2) 欠けコマと予定取引の実行可能性.....	12
(3) 予定取引の実行に係る実務上の対応.....	13
(4) 1年を超える期間のヘッジ取引	13
【課題3】ヘッジの有効性評価（事後テスト）	14
(1) ヘッジ対象とヘッジ手段が異なるエリアの場合の有効性評価（事後テスト）の方法 ..	14
(2) 同一エリアの場合の有効性評価（事後テスト）の省略.....	17
5. まとめ.....	18
(1) 電力ヘッジに対するヘッジ会計適用	18
(2) 今後の課題	19

電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会 委員名簿

座長

尾崎 安央 早稲田大学大学院法学学術院 教授

委員

阿部 知行	株式会社三菱UFJ銀行 金融市場部 シニアエキスパート
和泉 高宏	東北電力エナジートレーディング株式会社 電力トレーディング部長・燃料トレーディング部長
内田 彰彦	有限責任監査法人トーマツ所属
遠藤 操	一般財団法人電力中央研究所 上席研究員
小野里 光博	フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン (FIAJ) 理事 (日産証券株式会社 取締役)
梯 靖弘	株式会社関電エネルギーソリューション 電力本部 電力需給部長
河村 廉	イーレックス株式会社 執行役員 エネルギー市場部長
久保田 祐介	株式会社JERA 経理部 ユニット長
前川 和之	EY新日本有限責任監査法人所属
前田 圭	電気事業連合会 業務部長
村井 達久	有限責任あずさ監査法人所属
村松 久美子	PwC Japan有限責任監査法人所属
弥永 真生	明治大学専門職大学院 教授

オブザーバー

笛木 知之	経済産業省 商務・サービスグループ 商品市場整備室長
小柳 聡志	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長
石井 孝裕	電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室長

(2025年2月6日時点)

1. 本検討会の背景及び目的

本検討会は、2023 年 11 月から 2024 年 4 月まで経済産業省が開催した「電力先物の活性化に向けた検討会」において、電力先物に関する会計処理に関する論点として「日本の会計基準に従うと電力先物のヘッジ会計処理が適用しにくく、事業の経済的実態が財務諸表に反映されにくい、電力先物を活用したヘッジを日本の会計基準上どのように取り扱うべきか、業界として会計基準設定主体に対し訴えかけるべき」という意見が挙げられ、同検討会とりまとめ

(2024 年 4 月)において「現行の日本の会計基準を調査し、あるべき実務対応について、電力事業者等の当業者や、専門的知見を有する公認会計士等を巻き込みながら議論を行う必要がある」と提言されことを受け、株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）を事務局として 2024 年 7 月に設置され、以下の日程・議題で 2024 年 12 月まで開催された。

2024 年 7 月 30 日	第 1 回	ヘッジ会計適用に関する課題と影響
9 月 3 日	第 2 回	ヘッジ会計適用における課題の検討
11 月 6 日	第 3 回	ヘッジ会計適用における課題の検討②
11 月 27 日	第 4 回	ヘッジ会計適用における課題の検討③
12 月 18 日	第 5 回	とりまとめ
12 月 24 日	第 6 回	とりまとめ②

本報告書は、ヘッジ会計に関する現行の日本の会計基準（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q & A」（以下「Q & A」という。）¹を前提に、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）の一日前市場（以下「スポット市場」という。）における卸電力取引（以下「スポット取引」という。）をヘッジ対象として、電力先物をヘッジ手段として用いたヘッジ取引（以下「電力ヘッジ」という。）に対し、ヘッジ会計を適用する際の課題と対応に関する本検討会の議論をとりまとめたものである。

本報告書は、電力ヘッジに対するヘッジ会計適用に関する電気事業者と監査法人等の間にお

¹ これらの他に電気事業法における経理上の規制として「電気事業会計規則」が存在するが、同規則は一般送配電事業者、送電事業者及び発電事業者（出力 200 万 kW 以下の事業者は任意）が適用対象であり、小売電気事業者は旧一般電気事業者の小売部門への適用に関する経過措置があるのみのため、本検討会では電力取引が広く旧一般電気事業者以外の小売電気事業者（いわゆる新電力）や中小発電事業者などにより行われている実態に鑑み、企業会計基準を念頭に議論を行った。

ける議論の深化を意図して公表するものであるが、本報告書の内容は、委員又は委員が所属する組織の正式な見解ではなく、また、ヘッジ会計の適用を保証するものではない。

なお、実際の会計処理については、公認会計士又は監査法人などの企業会計及び税の専門家に相談いただきたい。

2. 電力取引の現状とヘッジ会計の重要性

(1) 電力システム改革と市場リスクへの対応

日本の電気事業制度は1995年以降、5段階の改革を実施しており、2016年4月より電力小売が全面自由化された。小売全面自由化後、JEPXでのスポット取引量は拡大し、足元では我が国の電力総需要の約3割程度を占める。一方、自然変動電源である再生可能エネルギーの拡大や世界的なLNG需給のタイト化等を背景に、スポット市場の価格が急激に変動する事象が発生するなど価格変動リスクも増大している。こうした状況において、発電事業者と小売電気事業者のそれぞれにおいて、変動する電力価格をヘッジするニーズが顕在化している。

こうした背景から、TOCOMに上場する電力先物の参加者数（口座開設数）は2019年9月の市場開設当初13社であったものが、2024年12月時点で200社近くに増加し、100社以上の国内電気事業者が実際に電力先物の取引を行っている。

(2) ヘッジ対象となる電力の特性

電力ヘッジは、実務指針第143項（1）において、「非鉄金属、食料、食品、燃料等の商品価格変動リスクに対して国内外の商品取引所における商品先物取引・商品オプション取引等をヘッジ手段として用いることが考えられる」とあるとおり、ヘッジ会計の適用対象となりうることについて、異論はない。

ただし、電力ヘッジに対するヘッジ会計の適用を検討する上で、「電力」の特性、特に一般的にヘッジ会計が利用されている金融商品やコモディティと異なる特性がヘッジ会計を適用する際の課題の要因と考えられることから、これについて、まず整理しておきたい。

電力については一般に以下の特徴が挙げられる。

- ① 「電力」の貯蔵（保有）は困難であること
- ② 電力システム維持の観点から、各時点（30分単位）の生産（供給）と消費（需要）が同量でなければならないという「同時同量の原則」を順守する必要があること
- ③ 現在のスポット価格と将来を対象とした先物価格の間に裁定関係がないこと

上記の観点から、電力ヘッジは、将来行う予定の電力取引の「キャッシュ・フロー・ヘッジ」（将来の売買と同じ方向の先物取引を行うことで、将来の売買における市場価格変動に伴うヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動リスクを減少させ、実質的にキャッシュ・フローの固定化を実現する）に限られる。

（３）ヘッジ手段となる電力先物とヘッジ会計

TOCOM に上場する電力先物は、スポット市場における対象エリアの特定期間・特定数量の電力価格の平均を最終決済価格とする現金決済型の先物取引²であり、将来のスポット取引と同エリア・同期間・同数量の先物取引を行うことで、ヘッジ開始時に将来のキャッシュ・フローを固定化することが可能である。

電力先物の活用には、キャッシュ・フローの固定化というヘッジ効果がありながら、ヘッジ会計の適用が認められない場合には、決算期末に電力先物のみが時価評価され、その評価損益が損益計算書に計上されることとなり、財務諸表においてヘッジ効果が適切に反映できないこととどまらず、損益を認識する会計期間がヘッジ対象とヘッジ手段とで不一致となることを避けるため電気事業者においてヘッジ取引を躊躇させる原因にもなりかねない。この点、本検討会においても複数の委員から、現行の日本の会計基準における電力ヘッジの扱いの未整備が、電気事業者のリスク管理、ひいては電力システムの安定化という目標の支障になっているとの意見が出された。

3. 電力先物におけるヘッジ会計適用の具体的課題

日本の企業会計において、ヘッジ会計の適用を考える場合、投資有価証券以外については、いわゆる繰延ヘッジ処理³の適用が検討される。

² 現在、TOCOM では、東京エリア及び関西エリアを対象として、スポット市場の月間及び週間の電力価格を対象とし、さらに、それぞれのエリア・期間における、①暦日の全時間の電力を対象としたベースロード先物と②平日の８時から２０時の電力を対象とした日中ロード先物、計８種類の先物を設定している。

³ 金融商品会計基準第 32 項。日本の企業会計では金融商品会計基準第 25 項において「デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する」とされており、デリバティブ取引である電力先物についても原則として時価評価を行い、当期の損益として処理するものとなる。しかし、将来のスポット取引に係るキャッシュ・フローの固定化を意図した電力先物によるヘッジについて、ヘッジ手段である電力先物のみ当期の損益として処理することは、スポット取引が実行される会計期間との不一致により電力先物によるヘッジ効果を企業の経営・財務状況を適切に反映しないこととなるため、ヘッジ会計の適用が検討される。金融商品会計基準第 29 項において「ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう」とされており、すなわち、電力取引に

電力ヘッジの取組みについては、上述のとおり、キャッシュ・フローの固定化というヘッジ効果があるが、前述のとおり電力取引が他の商品にない特性を有し、かつ、現行のヘッジ会計に関する日本の会計基準が定められたのが卸電力取引の本格化及び電力先物の開始前であることにも起因して、電力ヘッジに対する会計基準上のヘッジ会計の取扱いが明確でなく、ヘッジ会計の適用が認められにくいという声が複数の電気事業者から聞かれた。

具体的には、金融商品会計基準及び実務指針で定められるヘッジ会計の適用要件に関し、本検討会の議論をとおして、次のような検討事項が挙げられた。

【課題 1】ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違い（事前テスト）

- ・ ヘッジ会計が適用されるためには、金融商品会計基準注解注 11 に「ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係になければならない」と定められており、電力ヘッジについて、ヘッジ会計を適用するためには、事前にヘッジ対象とヘッジ手段の指定を行う必要がある。実務指針第 151 項において「ヘッジ対象の識別は、資産又は負債等について取引単位で行うことが原則であるが、市場におけるヘッジ手段の最低取引単位が対象とする資産又は負債等の取引単位より大きい場合やヘッジ取引のコスト又は信用リスクを軽減しようとする場合に、企業内部の部門ごと又はその企業において、リスク（例えば、金利変動リスク）の共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）もある。」とされている。
- ・ まず、ヘッジ指定を取引単位ごとに行う「個別ヘッジ」について、スポット市場は 30 分単位の取引である一方、TOCOM の電力先物で中心となっている月間物は 1 ヶ月単位の取引であり、取引単位が異なるため、両者の間でヘッジ指定可能かどうかの判断が論点となる。
- ・ 他方、「包括ヘッジ」については、その要件について金融商品会計基準注解注 11 に「個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない」と

においては、時価評価されるヘッジ手段である電力先物に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象であるスポット取引に係る損益が認識されるまで、純資産の部に記載して繰り延べる方法（いわゆる繰延ヘッジ）の適用が検討される。

定められており、これは実務指針第 152 項において「リスク要因（金利リスク、為替リスク等）が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であること」と解され、具体的に「個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下 10%を目安にその範囲内にある場合には、個々の資産又は負債はリスクに対する反応がほぼ同様であるものとして取り扱う」という考えが示されている。これについて、スポット市場での電力価格は 30 分単位の各コマで変動が大きく、必ずしも反応が同じ方向とは限らないため、一定期間のスポット取引をグループ化しても各コマの反応が同様とは言い難く包括ヘッジの適用は困難と考えられる。

【課題 2】ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）

- ・ 上述のとおり、電力の特性上、電力ヘッジにおいては将来の電力取引がヘッジ対象となる。金融商品会計基準では、将来行われるヘッジ対象の「予定取引」について、金融商品会計基準注解注 12 において「未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引」とされ、さらに、実務指針第 162 項において、ヘッジ対象となり得る予定取引についての判断基準⁴が示されているが、電力は同時同量の原則から実需給断面に至るまでコマごとの需給（取引量）が確定しないため、需給に左右され予定取引としてヘッジ対象とすることが適当な数量の事前確定が困難である。
- ・ スポット市場では、絶対買い・絶対売り（指定可能な最も高い価格での買い・最も低い価格での売り）を行っても約定は保証されていない（売り切れ・売れ残りが発生し得る）。特に太陽光発電等による供給が過剰となるコマにおいては、スポット市場において 0.01 円/kWh でも売れ残りが発生し得る。未約定となるコマ（以下「欠けコマ」という。）が生じる可能性があるため、予定取引の「実行される可能性が極めて高い」という要件を満たさない又は要件を満たす予定取引の数量が限られてしまうとの指摘がある。

⁴ 実務指針第 162 項では、予定取引の該当の判断基準として(1)過去に同様の取引が行われた頻度、(2)企業が当該予定取引を行う能力を有しているか、(3)当該予定取引を行わないことが企業に不利益をもたらすか、(4)当該予定取引と同等の効果・成果をもたらす他の取引がないか、(5)当該予定取引発生までの期間が妥当か、(6)予定取引数量が妥当か、という検討項目が挙げられている。

- ・ 電力は国内での安定供給を目的に中長期での石炭・LNG等燃料仕入契約により調達した燃料を用いて発電しているため、収益を確定する目的で1年以上先の電力販売に対してヘッジ取引を実施したいとのニーズがあるが、実務指針第162項(5)で予定取引発生までの期間について「特に当該期間がおおむね1年以上である場合には、他の要素を十分に吟味する」とされており、当該要件を満たすことが困難となる可能性がある。

【課題3】ヘッジの有効性評価（事後テスト）

- ・ 金融商品会計基準第31項において「ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること」と定められており、頻度については実務指針第146項で「企業は、指定したヘッジ関係について、ヘッジ開始時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれていることを確かめなければならない。（中略）決算日には必ずヘッジ有効性の評価を行い、少なくとも6か月に一回程度、有効性の評価を行わなければならない」とされている。
- ・ このヘッジの有効性の評価は、指定したヘッジ関係で行うことになるが、実務指針第143項では「個別ヘッジの場合はヘッジ対象とヘッジ手段が単純に一对一の関係にあるので、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を直接結び付けてヘッジ有効性を判定する。」とされており、課題1のヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違いの問題がクリアできることが前提条件となる。
- ・ また、判定方法について実務指針第156項では「原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断する。両者の変動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があると認められる」とされている。これについて、電力は貯蔵ができない財であり将来取引すべき現物が現時点では存在しないことから、現在の現物価格から将来の現物価格を理論的に予測計算する方法がなく適当な評価方法が分からないという課題が指摘されている。

4. 各課題に関する検討会での議論

本検討会では、上記3.で挙げられた各課題について、現行の日本の会計基準を前提として

その解釈として考え得る範囲での対応と、電力取引の実態を踏まえた望ましい対応について議論が行われた。具体的には、以下のとおり、現行の日本の会計基準を前提とした議論では、金融商品会計基準及び実務指針に従い電力先物によるヘッジをどのように扱うことが可能であるかが検討された。

【課題 1】ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違い

ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違いは、いずれか一方の取引単位を他方に揃えることが論理的な解決策であるが、取引単位を 1 か月とするスポット取引又は 30 分とする先物取引は現状どちらも考え難いため、会計基準上考えられるその他の対応を検討した。

（1）個別ヘッジの一類型としての整理

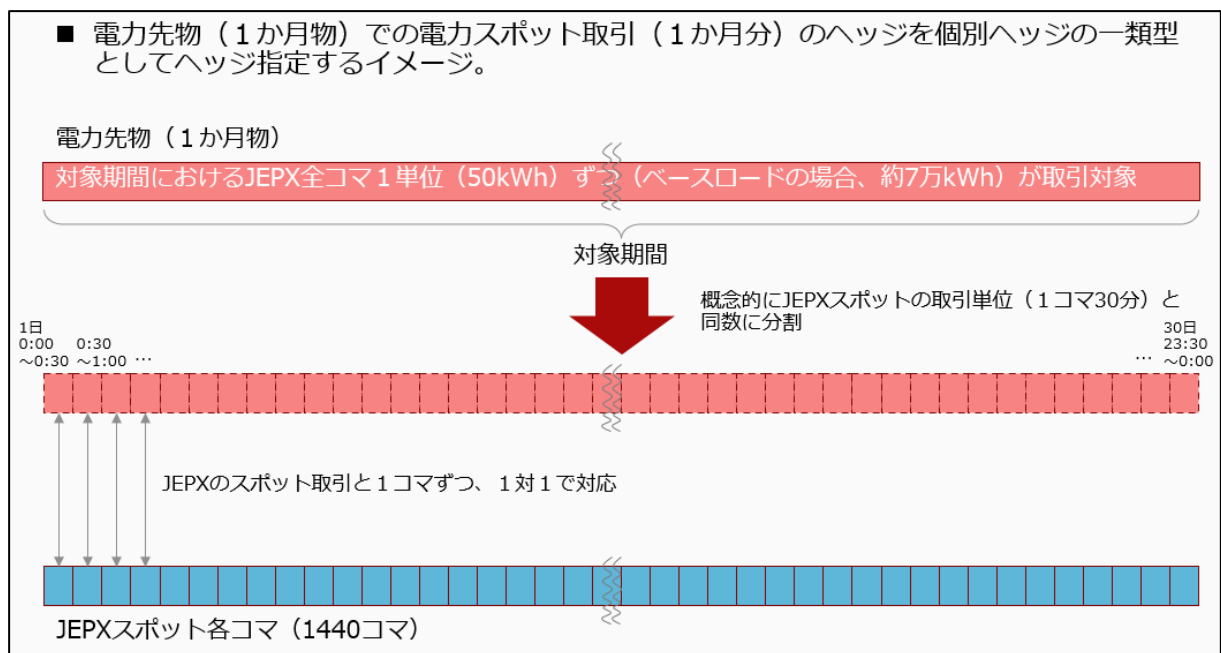
電力ヘッジは、現行の日本の会計基準を前提としても、Q & A55-2 における包括的長期為替予約によるヘッジの扱いの例にならうことで、以下のような議論の結果を根拠として、個別ヘッジの一類型として考えることができる可能性がある。

- ・ Q & A55-2 では、「今後数年間の月々の輸入取引に使用する目的で、毎月同額、同一レートで円売りドル買いの為替予約を包括的な取引として締結することを考えています。このような取引はヘッジ会計の対象となると考えてよいでしょうか」という設問に対し、包括的な長期為替予約を概念的に毎月の取引に分割し、月々の予定取引に対応させてヘッジ指定しているものと考えられる。これは、複数の予定取引に対し一つのデリバティブ取引を分割してヘッジ手段とし個別ヘッジで指定する事例として、電力ヘッジへの応用が可能ではないか。
- ・ 具体的に電力ヘッジに当てはめて考えると、【図 1】のように、電力先物を概念的に期間中の全てのスポット取引の数に分割し、各時間帯について先物とスポット取引をコマ単位で 1 対 1 に対応させて個別ヘッジで指定することになる。
- ・ なお、この前提として、電力先物はあくまで概念的に分割するものであり契約的には分割不能であることから、ヘッジの期間中、想定していた予定取引が実行されなくなったことが判明した場合に必要となるヘッジ会計の終了、すなわち電力先物の一部のコマのみ決済することはできないため、予定取引は全てが実施される前提であることに注意が必要である。また、Q & A55-2 の包括的長期為替予約の例においては、分割後の月ごとの為替予約の理論価格の存在が前提となっているため、電力ヘッジについては分割後の各部分の

“理論価格”をどのように扱うかについての論点がある。

- ・ 他商品でヘッジ対象とヘッジ手段の間の取引単位の違いが重要な問題として取り上げられたケースは一般的ではなく、例えば、燃料輸送において同月の複数の輸送船取引に対し同じ限月の先物をヘッジ手段とするケースがあるなど、明示されないだけで同様の扱いはあり得る。

【図 1】



（2）包括ヘッジの特殊例とすることの検討

コマ単位のスポット取引を1か月などの一定期間まとめてグルーピングしたものをヘッジ対象とする包括ヘッジについては、以下のような議論が行われた。

- ・ 電気事業者の電力取引及びヘッジ取引の実態として、コマ単位で価格形成や需給が大きく異なることを前提にしつつ、ヘッジ量は年間・月間・週間といった一定の期間を念頭に行っており、コマ単位での個別ヘッジのような考えは実務上のリスク管理の考え方が異なる。
- ・ 国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第9号「金融商品」の第6章「ヘッジ会計」においては、日本の会計基準における包括ヘッジの要件と異なり、リスクに対する反応が一樣ではない複数のヘッジ対象をグルーピング（項目グルーピング）してヘッジ指定する

ことが認められている⁵。同一の財でありながらコマ単位で異なる商品となる電力の特殊性に鑑みて、そのような包括ヘッジの特殊例とすることを可能とする対応を会計基準設定主体に求めることがよいのではないか。

- ・ ただし、IFRS と日本の会計基準は前提とする考え方から異なるところがあり、企業のリスク管理方針・リスク管理戦略やヘッジの有効性評価に関する違いなどをそのままに、ヘッジ指定についてのみ IFRS と同様の扱いを部分的に可能とすることを求めるのが適当かは議論が必要であろう。

【課題 2】ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）

（1）予定取引の数量の適格性

本来は、スポット取引の量は時間帯により実需の裏付けが変動するのが一般的であるものの、ヘッジ手段である電力先物は一定期間における均等な電力量のスポット取引⁶を対象としていることから、ヘッジ対象となる予定取引の数量が「均等」な電力量であることについては異論がなかったが、どれだけの数量の「均等」な電力量を予定取引とすべきかについては、以下のとおり、意見が分かれた。（【図 2】参照）

① 期間中の最低数量に合せた箱型

- ・ 天候等により需給が変動する一方で保存ができないため予定取引の確実性の難度が高いという電力固有の事情はあるものの、予定取引数量の妥当性に係る論点自体は他の財と同様であり、「実行される可能性が極めて高い」という実務指針第 162 項の要件について電力固有の取扱いを求める類のものではない。
- ・ 日本の会計基準の有効性評価は 80～125%と幅のある基準を持っているが、これは、実務的に有効性の評価の都度、ヘッジ手段の非有効部分についてヘッジ会計の中止が発生しないようにしたもので、結果的に多少のオーバーヘッジになることは許容されると考えられるものの、ヘッジ開始段階から、ヘッジ手段がオーバーヘッジとなることを見込むような予定取引の数量を容認するものではない⁷。そのため、オーバーヘッジとならないように

⁵ IFRS 第 9 号 6.3.1 項。ただし、6.6.1 項により、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、項目グループにおいてリスクに対する反応が一樣でないことが認められるのは為替ヘッジに限られており、IFRS であっても為替ヘッジ以外の項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジには、日本の会計基準と同様の要件がある点については注意。

⁶ TOCOM の電力先物では、1 取引単位が対象期間の全てのコマでの 50kWh のスポット取引に相当する。

⁷ 本検討会では、過大な量を予定取引とした場合、ヘッジ指定どおりスポット取引を実行しつつ実際の需給に合わせる目的で同一のコマで反対のスポット取引も行うことは、取引の実質キャンセルに相当しオーバーヘッジと

するには、ヘッジ対象を電力需給の変動の谷の最も低いところに合わせた箱型としてヘッジ手段の取組みをするのが適当ではないか。

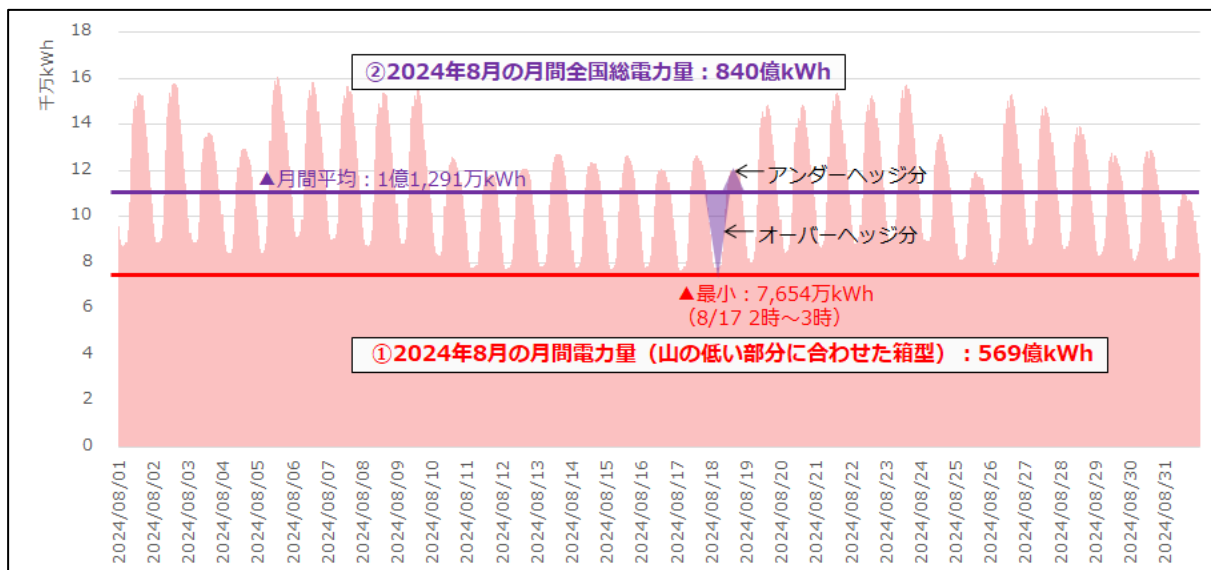
- ・ なお、コマ単位の個別ヘッジにより一個一個ヘッジが当たっていると考えれば、最終的に予定取引が発生しなかったコマはヘッジ会計の終了、事後の有効性評価において 80～125%の範囲外となったコマはヘッジ会計の中止となり、当該コマに係る先物取引の損益については、損益計算書の営業外損益として認識することになる。

② 期間中の合計数量（期間平均数量）に合せた箱型

- ・ 電気事業者の実態として、ヘッジ量は年間・月間・週間といった一定の期間における最大の高さ（kW）と合計電力量（kWh）を考慮してヘッジをしている。山と谷の変動部分も実需であり、発電事業者はその部分も見越して燃料を仕入れており、また、小売電気事業者もその部分こそ価格変動のリスクが特に大きいことから、そこをヘッジしないことは適当ではないと認識している。各小売電気事業者が想定する負荷率を目途とした期間合計電力量（kWh）までのヘッジはあって然るべきで、合理的に数字で確認すれば、適切なヘッジ量も判定できるのではないか。
- ・ ヘッジ指定が可能なのは期間中に想定される需給の最少コマ部分までというのは、ある意味、電気事業者に対し、それを越えた分はヘッジしなくてもいいという誤ったサインを出すおそれがある。
- ・ 最少コマをベースとした箱型を超えてヘッジ需要があることは理解するが、現行の会計基準を前提として課題 1 においてコマ単位の個別ヘッジと整理するのであれば、コマ単位で見た場合にオーバーヘッジの発生を前提とするような量の予定取引の設定は不適當である。

考えられるため、そうした取引を前提とした予定取引にヘッジ会計の適用は認められないであろうという議論があった。一方、同一企業がスポット取引の同一コマにおいて売りと買いの両側に入札することは認められており、目的の異なる取引が同一コマで行われることは一般的であることから、外形的に同一コマへの売り買い同時入札がヘッジ会計の適用を妨げるものではなく、取引の実質で判断されるものという議論もあった。

【図2】2024年8月の全国ベースの需給を基にした①と②の模式図

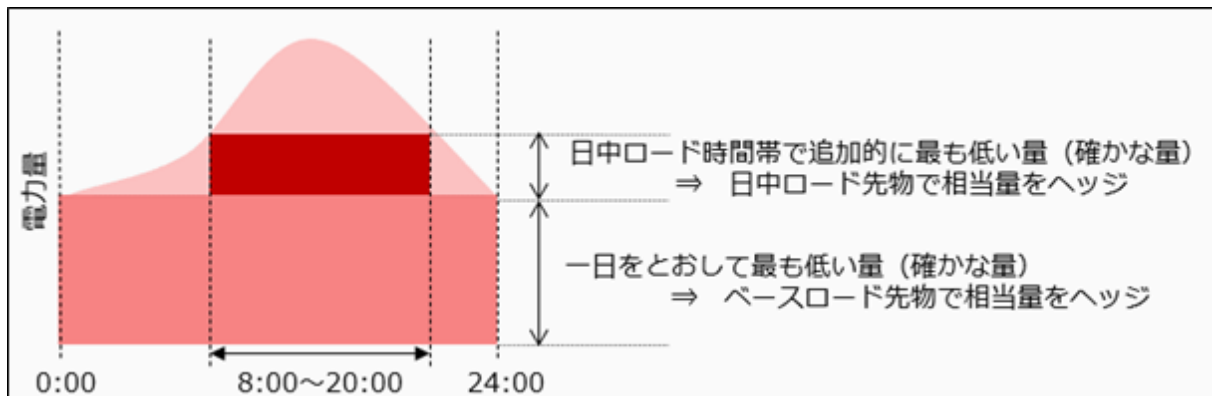


(出所：電力広域的運営推進機関が公表する需要実績の情報を元に TOCOM が作成)

なお、上述の「① 期間中の最低数量に合せた箱型」を前提としつつ、「曜日・時間帯を限定した最低数量に合せた箱型」を追加するなど予定取引を多段階とすることについては、以下のとおり、留意点があるものの可能であろうとの議論があった。（【図3】参照）

- ・ 箱型の予定取引のヘッジ指定については、全量発生する可能性が証明できれば同一コマに対し多段でヘッジ指定をすることも可能である。したがって、ベースロード先物と日中ロード先物を組み合わせて、時間帯に応じた2階建てでのヘッジの取組みもヘッジ会計の適用は可能であろう。
- ・ ただし、ヘッジ対象の量を増やすことは、それだけ予定取引の確実性の説明はハードルが上がる。合理的な説明と数量のもと、結果として実需給断面で外れてしまうということは許容されるであろうが、最初から無理な予定取引を設定されるとヘッジ会計を認められるかという議論になる。
- ・ 2階建て箱型の予定取引までが全量確実であるという場合、それを越えた3階・4階といった部分に限りヘッジ会計が適用されないだけであり、全体としてのヘッジの取組みが否定されるものではないと考えられる。

【図3】 1日で考えた場合の2階建て箱型の予定取引の模式図



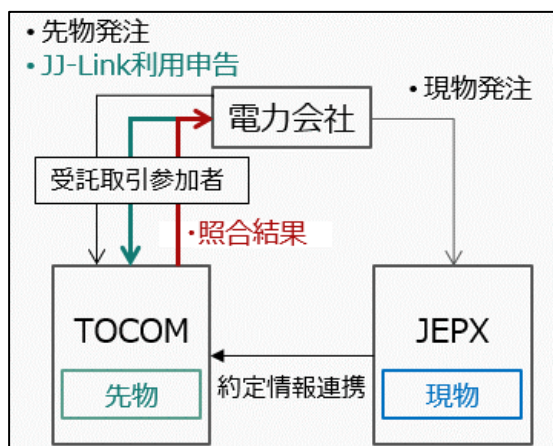
（２） 欠けコマと予定取引の実行可能性

- ・ 欠けコマは取引主体の意思や過去の取引実態に関係なくスポット市場の設計上発生するものであり、このように取引主体の管理不能な理由によりヘッジ会計不適格とするのが合理的であるか。
- ・ 電気事業者としては、取引を実行する意思は有していることから、絶対売り・絶対買い（スポット市場で指定可能な最も低い価格での売り・最も高い価格での買い）の入札をする限り予定取引の要件を満たすものとしてもらいたい。
- ・ 一方、現行の日本の会計基準を前提とするとヘッジ会計の適用には予定取引が実行される可能性が極めて高いことが要件となっていることから、欠けコマの発生可能性が論点となる。
- ・ 買いの欠けコマ（売り切れ）に関しては、2021年1月のLNG不足の際に一時的に発生したことがあるが、日常的に発生するものではなく、どのエリア・時期においても極めて稀と言える。一方、売りの欠けコマ（売れ残り）に関しては、太陽光発電の供給量が増えてきたことにより、エリア・季節・時間帯などによっては高い頻度で発生しており、個別に検討が必要と言える。
- ・ なお、電力システム全体では、スポット市場以外に時間前市場やインバランスなど最終的に電力の調達・供給の方法は準備されており、それらを含めて電力ヘッジを考えることも可能であるが、その場合、ヘッジ会計を適用するにはリスク管理方針及びヘッジ指定においてスポット市場以外の取引もヘッジ対象として予定取引に含む必要があり現実的ではない。また、電気事業者においては電力の安定供給のためインバランスを最小化することが責務の一つであり、インバランスを前提とするのは違和感がある。

（３）予定取引の実行に係る実務上の対応

- ・ 事業会社は、予定取引について実行される可能性が極めて高いことを説明する必要があるため、スポット取引の実績を電力ヘッジと関連して明確に示せることが実務上は重要となる。TOCOM が JEPX と共同で始めた現・先連携サービス（以下「JJ-Link」という。）のフェーズ１（2024 年 10 月 28 日開始）は、「TOCOM が先物建玉情報及び JEPX から連携された約定情報に基づき、スポット市場における各コマの約定と建玉の一致を確認し、各コマの成否を記した照合結果を提供する」というものである。これは、事業会社における電力ヘッジの取組みにおける予定取引の実行の証跡となるものであり、検証を容易にするとともに、過去の実績から当該事業会社の今後の電力ヘッジの取組みの妥当性を示しやすくする点で有効と言える。

【図４】JJ-Link（フェーズ１）の概要



（出所：TOCOM 作成）

（４）１年を超える期間のヘッジ取引

- ・ 海外の電力会社では電力先物を使って実需給の３年くらい前から 30%、60%、90% というように徐々にヘッジ手段を積み上げるようにしており、１年超の期間のヘッジ取引は当たり前になっている⁸。電力は途絶した場合、社会に多大な影響を与えるという公共性が

⁸ 例えば欧州の Vattenfall 社（下記 URL スライド 17）や Uniper 社（下記 URL スライド 17）を参照。

https://group.vattenfall.com/siteassets/corporate/investors/interim_reports/2024/q3_presentation_2024.pdf

https://www.uniper.energy/system/files/2024-02/2024_02_28_FY_2023_Uniper_Investor_Presentation.pdf

ある一方、脱炭素により再生可能エネルギー由来の電源が増加し自然要因での電力供給の変動が大きくなっている。再生可能エネルギーのバックアップには出力の調整が容易な火力電源が用いられるが、その燃料となる LNG の安定調達には長期契約が必要となる。仮に長期で電力価格変動リスクをヘッジすることが出来れば、LNG と電力の価格差（スパーク・スプレッド）を固定化し収益性を確保することが可能となる。

- ・ 電力価格変動リスクの長期ヘッジの必要性は理解するが、同様の主張は他の商品や産業でも考え得るため、電力固有の事情と言うには、一層の説明が必要。
- ・ 実務指針において、予定取引の発生までの期間として1年を一つの目安としているが、それは1年を超える取引について即ヘッジ会計を認めないと言っているわけではない。他の商品で実際に認められた例もあり、一番重要なのはヘッジ対象が実行される可能性が極めて高いと言い切れるかであり、例えば通常3年程度⁹と言われる合理的な経営計画に基づいて、売上と仕入れの合理的な計画を作って、計画から逸れないと証明できるなら認められることもある。
- ・ 発電事業者における合理的な経営計画として、10年単位の電力の供給や設備の設置運用に関する事業計画や長期の燃料輸入契約などがあり、それをベースに中長期の予定取引の確実性を示すことが考えられないか。

【課題3】ヘッジの有効性評価（事後テスト）

（1）ヘッジ対象とヘッジ手段が異なるエリアの場合の有効性評価（事後テスト）の方法

- ・ 事前テストにおいて有効性がどれだけ示されたとしても、原則として事後テストは省略できない。これは、金融商品会計基準が IFRS と異なりヘッジの非有効部分も繰り延べることを認めているためであり、非有効部分の繰り延べを認めるのであるから有効性は80～125%に収まっていることを示す必要がある。
- ・ 現在、電力ヘッジのヘッジ手段である電力先物は東京エリアの電力を対象とした東エリア先物と関西エリアの電力を対象とした西エリア先物の2つのエリアがある。そのため、東京エリア・関西エリア以外のエリアの電力ヘッジにはヘッジ対象と異なるエリアのヘッジ手段を用いる必要がある。
- ・ 電力はシステムプライス（全国統一価格）があること、あるいは、東エリア内又は西エリ

⁹ Q & A55-2 参照

ア内については周波数が同一であることをもって、エリアの違う電力ヘッジについては、インデックスが一致しているとは言い難く、実務指針第 158 項による有効性評価（事後テスト）の省略は適用できないであろう。

① 中間段階（期末又は 6 か月に一度）における有効性評価

電力ヘッジはキャッシュ・フロー・ヘッジであるから、事後テストは、実務指針第 156 項にあるとおり、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象とヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較するのが適当であるが、ヘッジ対象となる予定取引については、以下のとおり、電力に即した評価方法について示唆があった。

ア 予定取引のキャッシュ・フローの評価法（経過分）

- ・ 貯蔵が困難な電力の特性に鑑みると、予定取引の実行時の価格と何ら価格形成上のつながりのない、ヘッジ開始時点におけるスポット価格及び有効性評価時点のスポット価格を用いることは適当ではない。
- ・ キャッシュ・フローの変動の評価方法として Q & A 53 の設例 B 法を用いることが考えられる。すなわち、ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額を一つの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分のキャッシュ・フローに未経過のキャッシュ・フロー見込額を加算した合計額について、ヘッジ対象とヘッジ手段それぞれの各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する。電力ヘッジの場合、ヘッジ対象は将来のスポット取引であり、通常、期末・中間期末等における有効性判定の時点では実際のキャッシュ・フローは発生していないことから、評価の対象は未経過分のキャッシュ・フロー見込額の変動額となる。

イ 予定取引のキャッシュ・フローの評価法（未経過分）

- ・ 上記アにおけるキャッシュ・フロー見込額の変動額の評価方法については、電力は貯蔵ができないため、他のコモディティのようにコンビニエンスイールドから引き直すことができず、一意の理論価格を算定できないことから、ヘッジ取引を行う電気事業者においてリスク管理等の関係から算出している、将来の予定取引実行におけるスポット取引の予測価格（専門事業者から入手した予測価格を含む。）を用いて、ヘッジ取引開始時及び有効性評価実施時の間の変動額を算出することが相当すると考えられる。
- ・ なお、ヘッジ対象であるスポット取引と同エリア・同時期の先物がある場合、スポット取引の予想価格には当該先物価格を利用することが想定されるが¹⁰、ヘッジ対象のエリアと

¹⁰ 「電力の先物価格とスポット価格との間に裁定関係がないため、デリバティブの理論価格の算出において、先物価格がスポット価格の期待値に等しいと仮定することがある。その意味において先物価格を予測値として用い

異なるエリアの先物でヘッジしている場合には、予測価格の算出方法やパラメーター等の設定方法について監査法人等とあらかじめ協議して、ヘッジ期間中一貫して使用することが必要であろう。

- ・ なお、コマ別の予測値については、ヘッジ手段として用いている先物価格からエリア間値差の予測値を加減する方法などが考えられる。ヘッジ指定に沿って評価はコマ単位で行う必要があるが、用いる予測値について月間で一律の数値を用いて良いかは、予測の精度の問題であろう。

② ヘッジ取引の終了時

事後テストは、ヘッジ開始以降の期末・中間期末等のタイミング及び予定取引の実行後（先物が最終決済される時期に相当）のタイミングで行うが、その際にヘッジ対象の累積変動額及びヘッジ手段の累積変動額をそれぞれどのように算定するかが論点となる。具体的には、次のような6つの組合せが現実的な方式として候補となり、その評価は以下のとおりであった。

	A：ヘッジ対象（スポット）			B：ヘッジ手段（先物）		
	1. ヘッジ開始時 （予測値）	2. 期末・中間期末 （予測値）	3. スポット市場 取引後	1. ヘッジ 開始時	2. 期末・ 中間期末	3. 最終決済時
①	コマ別	コマ別	コマごと実績値	建値	清算値	同時間帯コマごと実績値
②	コマ別	コマ別	コマごと実績値	建値	清算値	全コマ平均（決済価格）
③	コマ別	コマ別	全コマ平均	建値	清算値	全コマ平均（決済価格）
④	月間平均 （先物±エリア値差）	月間平均 （先物±エリア値差）	コマごと実績値	建値	清算値	同時間帯コマごと実績値
⑤	月間平均 （先物±エリア値差）	月間平均 （先物±エリア値差）	コマごと実績値	建値	清算値	全コマ平均（決済価格）
⑥	月間平均 （先物±エリア値差）	月間平均 （先物±エリア値差）	全コマ平均	建値	清算値	全コマ平均（決済価格）

※期末・中間期末における有効性は $\frac{B_2-B_1}{A_2-A_1}$ 、最終決済時における有効性は $\frac{B_3-B_1}{A_3-A_1}$ の比率が、それぞれ80～125%に収まるかで判定。

- ・ 課題1の対応としてヘッジ手段をコマごとに分け個別ヘッジと考えるのであるなら、実務面での実施可能性はともかく、指定したヘッジ関係ごとに評価を行うというヘッジ会計基準上の要請に従えば、事後テストの方法は①か②となるであろう。特にヘッジ手段についても個々のコマごとにヘッジ指定したという点を貫徹することから①が妥当となろう。
- ・ コマ別予測値による評価という①から③は、電気事業者にとって実務的なハードルが相当高い。電力ヘッジの実態としては期間合計の電力量をヘッジしているため、⑥での評価を認めてもらいたい。

「ことは合理的と考えることができる。」との意見があった。

- ・ 「⑥が最も的確に有効性を示している」という電気事業者の主張は分かるが、もともと電力ヘッジについてヘッジ効果があることは分かっており、それを会計基準に沿ってどう評価しヘッジ会計を適用するかというのが課題であった。実態としてヘッジ効果があるということとヘッジ会計においてヘッジの有効性が示されるということは別の問題である。
- ・ ヘッジの有効性評価を実施し、80～125%から外れた場合には、「ヘッジ会計の中止」となり、ヘッジ手段（コマごとに有効性評価を行う場合には、当該コマに相当する部分）の損益は営業外損益として認識することになる。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の変動額がいずれも小さい場合に、変動率の差が大きく出やすい傾向にあるが、その場合に80～125%の有効性評価の範囲外になってしまう点については、実務指針第156項の「ヘッジ取引開始時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果がヘッジ手段の高い有効性を示している限り、たとえ上記により算出した変動額の比率が高い相関関係を示していなくても、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続することができる。」を適用すれば良いのではないかと。

（２）同一エリアの場合の有効性評価（事後テスト）の省略

- ・ 実務指針第158項では、「一般的にヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる。」ということから、ヘッジに高い有効性があると言える場合には実務指針第156項による有効性の判定を省略することができるとされている。
- ・ したがって、電力ヘッジのヘッジ対象とヘッジ手段が同エリア・同時期・同量の場合、取引の仕組み上、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものであることに鑑みて、ヘッジに高い有効性があると考え、実務指針第158項により事後テストの省略が可能となるのではないかと¹¹。
- ・ なお、税務上は、会計基準のような有効性評価の省略が明記されていない点には注意が必要である。

¹¹ なお、実務指針第158項に記載されている先渡取引によるヘッジにおいて確認している項目はあくまで例示であり、電力ヘッジにおいて適用する際には、実務指針第157項「ヘッジの有効性の評価方法を明確化するに当たって、企業は、ヘッジ手段の損益全てをその評価対象に含めるのか、又は時間的価値等（例えば、オプションの時間的価値、スポット価格と先物・先渡価格の差額等）を除いて評価するのかを各ヘッジ取引の特性に応じてあらかじめ決めなければならない。」とあるように、ヘッジ対象とヘッジ取引に即して考えればよい。

5. まとめ

(1) 電力ヘッジに対するヘッジ会計適用

本検討会における議論に基づき、現行の日本の会計基準を前提として個別ヘッジにより電力ヘッジに対しヘッジ会計を適用するにあたり満たすべき要件を整理すると、以下の方向性が考えられる¹²。

① 前提

ヘッジの取組みは、事業会社の経営計画・リスク管理方針に沿うことが前提となる。

② 事前テスト

ヘッジ対象とヘッジ手段の関係についてヘッジの有効性の分析を行う。ヘッジ対象とヘッジ手段が同エリアであれば、ヘッジの有効性は明確であるが、異なるエリアの場合は、ヘッジ手段である先物のエリアとヘッジ対象のエリアの市場分断の状況（頻度・程度）からヘッジの有効性を確認する。

なお、欠けコマに関しては、スポット市場の状況に鑑み、買いヘッジ（スポット市場での電力調達に関するヘッジ）であれば、実行可能性については特に問題とならない一方、売りヘッジ（スポット市場での電力販売に関するヘッジ）については、売りの欠けコマの発生状況を踏まえ、エリア・時期・時間帯などを個別に検討が必要である。

③ ヘッジ対象（予定取引）

事業会社は、予定取引とするスポット取引の背後にある実需の確からしさを、事業計画、契約状況や過去の実績で説明できる必要がある。そのうえで、具体的な数量としては、予定の期間に想定されるスポット取引のうち最も少ないコマの電力量を全コマに適用するベースロード形の箱型で予定取引を設定する。

さらに、ヘッジ期間の平日8時～20時に想定されるスポット取引のうち最も少ないコマの電力量（ベースロード型の箱型を超える量）を箱型で追加的に予定取引として設定することも可能である（ただし、ヘッジ対象の量を増やすことは、それだけ予定取引の確実性の説明のハードルが上がる点については留意が必要）。

④ ヘッジ手段（先物）とヘッジ指定

¹² 本検討会の議論のまとめであり、委員又は委員が所属する組織の正式な見解ではなく、また、ヘッジ会計の適用を保証するものではないとともに、この方法に限られるものではない。実際の会計処理については、公認会計士又は監査法人などの企業会計及び税の専門家に相談いただきたい。

予定取引に相当する電力量の先物（ベースロード先物及び日中ロード先物）をヘッジ手段として、当該先物を 30 分コマ単位に概念的に分割してヘッジ指定する。

TOCOM に対し、スポット取引と先物取引の紐付けに係る JJ-Link（現先連携サービス）の申告を行い、予定取引実行時の証跡提供の手続きを行うことが有効と言える。

⑤ 事後テスト

ヘッジ開始以降、期末及び中間期末（6 か月に 1 回以上）、継続してヘッジの有効性を確認（予定取引の価格は将来の予測価格を用い、コマ単位でヘッジ開始時からのキャッシュ・フロー見込額に関する予定取引の変動と先物の変動の比率がおおむね 80%～125%までの範囲内であることを確認）する。

予定取引の実行時に有効性評価を行う場合、予定取引はコマごとの約定値段（スポット価格）、先物取引は最終決済価格算出の基となったコマごとの約定値段（スポット価格）を用いる。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象が、同エリア・同時期・同量であれば実務指針第 158 項により事後テストが省略可能である。

（２）今後の課題

本検討会では、現行の会計基準を前提としつつ、解釈によって電力ヘッジに対するヘッジ会計の適用が可能であるか否かについて、考え得る方策、ポイント、留意点について、かつてないほど議論を深めることができた。これにより、そもそも「電力はヘッジ会計の俎上にも上らない」、「電力はヘッジ会計が認められにくい」という状況を改め、電気事業者と監査法人間において電力ヘッジにおけるヘッジ会計適用に向けた一つの指標となることが期待される。特に小売電気事業者の買いヘッジについて、現行の日本の会計基準を前提にヘッジ会計の適用に向けた考え方を示すことができた点は一定の前進があったと考えられる。

一方で、本検討会の議論においては、現行の日本の会計基準では電力の特殊性が考慮されておらず、解釈の範囲内で導かれる取扱いでは電気事業者における電力ヘッジの実態と異なるという意見も挙げられた。具体的には、①予定取引の適格要件（ヘッジ対象とする電力量）と欠けコマの可能性（太陽光発電等による供給過剰によりスポット価格が 0.01 円/kWh でも売れ残りが生じ得る）の扱い、②ヘッジ対象とヘッジ手段が異なるエリアの場合の有効性評価（事後テスト）の方法等である。これについては、ヘッジ取引のニーズが増している点とも併せ、会計上、電力の特性に即したヘッジ取引の経済的・経営的な実態を正しく表すものかどうかとい

う観点から、「ヘッジ指定は個別ヘッジとしつつキャッシュ・フロー全体で有効性評価を行う」¹³あるいは「ヘッジ指定段階から包括ヘッジとする」¹⁴等の望ましい扱いの検討を進めるべきという意見が出され、今回提示した解釈の範囲で可能と考えられる方策の実際の適用の状況等も踏まえつつ、電気事業者及び会計関係者の間で議論されるべき今後の課題として認識された。

¹³ これについては「この件について、本検討会外で会計実務に携わる者と議論したところでは、現行の会計基準の解釈の範囲内でも、ロジックとして、ヘッジ対象となる予定取引の数量について、対象期間において想定されるスポット取引のうち最も少ないコマの電力量を全コマに適用するベースロード形の箱型で予定取引を設定する（5.(1)③参照）前提であれば、ヘッジ対象はコマごとではなく実質的に一つ（一か月）と考えることが可能であり、そうであればヘッジ対象とヘッジ手段の指定のところは一か月間同士の単純ヘッジとなり、ヘッジの有効性評価におけるヘッジ対象の評価の単位もコマごとではなく一か月平均（全体のキャッシュフロー）とみることが可能ではないか」との補足意見があった。

¹⁴ 「金融商品会計基準注解注 11 では包括ヘッジとして認められる場合を限定しているようであるが、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避される関係にあればそれを会計上も反映させることこそ適当なのだから、IFRS 第9号のような項目グルーピングを日本基準で認めないとする理由はないのではないか。会計基準設定主体である企業会計基準委員会はヘッジ会計について基準開発の優先順位が低いと判断しただけで、グルーピングされた項目をヘッジ対象とするヘッジを認めないすべきかどうかを検討し結論を示したことはないのではないか。」という意見があった

電力先物におけるヘッジ会計適用に関する議論のまとめ

ヘッジ会計に関する会計基準と適用の課題

課題① ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の取引単位の違い（事前テスト）

- ヘッジ対象とヘッジ手段は、事前に、取引単位ベースで、1対1でヘッジ指定が必要（143項）。
⇒ 現物のスポット取引は30分（コマ）単位、電力先物は1カ月単位で**1対1の関係にない**。
- 現物をグルーピングできる「包括ヘッジ」は、現物が同じ価格の動きをするもののみに限定（151項、152項）。
⇒ 電力はコマごとに異なる値動きのため、**包括ヘッジの適用は難しそう**。

現行の会計基準で考えられる対応

- Q&A55-2における包括的長期為替予約の事例のように、**電力先物を概念的にスポット取引のコマ単位に分割し1対1に対応させて個別ヘッジ**とすることが考えられる。

電力取引の実態から望まれる扱い

- スポット市場の制度上の取引単位であるコマごとではなく、実態として想定している単位である「**月ごと**」など一定期間の**合計電力量（月間キャッシュ・フローなど）をヘッジ対象**として考えたい。

課題② ヘッジ対象の予定取引の適格要件（事前テスト）

- 予定取引は、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引に限定される（162項）。
⇒ 電力は時間帯によって需給が大きく変動するため、**予定取引の数量をどうすればよいか**。
⇒ JEPXスポット市場では約定が保証されない（**欠けコマの可能性**）。

- 先物と同期間中に取引の実行が**見込まれる数量のうち最低数量を全コマ一律の数量とする箱型**の予定取引であれば、実行可能性が高いと説明可能。
- 同様の想定で**日中ピークロード分を予定取引として追加**することも説明可能。
- 欠けコマのうち、**買いは極めて稀**であり問題とは考えにくい。売りはエリア・季節などによって頻度が異なり個別に検討。

- 同じ箱型でも、先物と同期間中に取引の実行が見込まれる**合計電力量に相当する数量（全コマで期間平均電力量）で予定取引を設定**したい。
- 欠けコマは**絶対売り・絶対買いの入札をする限り予定取引の要件を満たす**と考えたい。

課題③ ヘッジの有効性評価（事後テスト）

- ヘッジ取引開始時点から、ヘッジ対象（現物）とヘッジ手段（先物）の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累積額の比率が、80～125%までの範囲内にある必要がある（156項）。
⇒ ヘッジ対象（将来の電力）の現在価格が分からない（現在の電力価格は将来の電力価格とは別である）ため、**有効性評価ができない**のでは。
※ カッコ書きの項番は実務指針で対応する項

- キャッシュ・フロー・ヘッジの有効性判定として**Q&A53のB法をヘッジ指定どおりコマ単位で行うのが適当**。その場合、ヘッジ対象の評価には予測値を用いる。
- ただし、**ヘッジ対象の電力と同エリア・同時期・同数量の先物をヘッジ手段とする場合、実務指針158項による有効性評価の省略が可能**。

- 実態として想定している単位である「**月ごと**」など一定期間の**合計電力量に対応した額（月間キャッシュ・フローなど）の変動額で有効性評価**を行いたい。

現行の会計基準でヘッジ会計を適用するケース

- 小売電気事業者の買いヘッジ（先物買い）。

将来の電力販売のためのスポット市場での調達を先物でヘッジし、将来キャッシュ・フローを固定化。

- **経営計画・リスク管理方針に沿うことが前提。**

【ヘッジ対象（予定取引）】

- 将来一定期間に想定される**スポット市場での調達需要のうち最も少ないコマの電力量を全コマに適用するベースロード形の箱型で予定取引を設定。**
 - ✓ スポット市場での買付けの背後にある実需の確からしさを**事業計画、契約状況や過去の実績**で説明。
 - ✓ 上記の応用形として、日中ロード先物をヘッジ手段として、ヘッジ期間の平日 8 時～20 時に想定される需要の最小相当の箱型を**追加的に予定取引として設定**することも可能。

【ヘッジ手段（先物）とヘッジ指定】

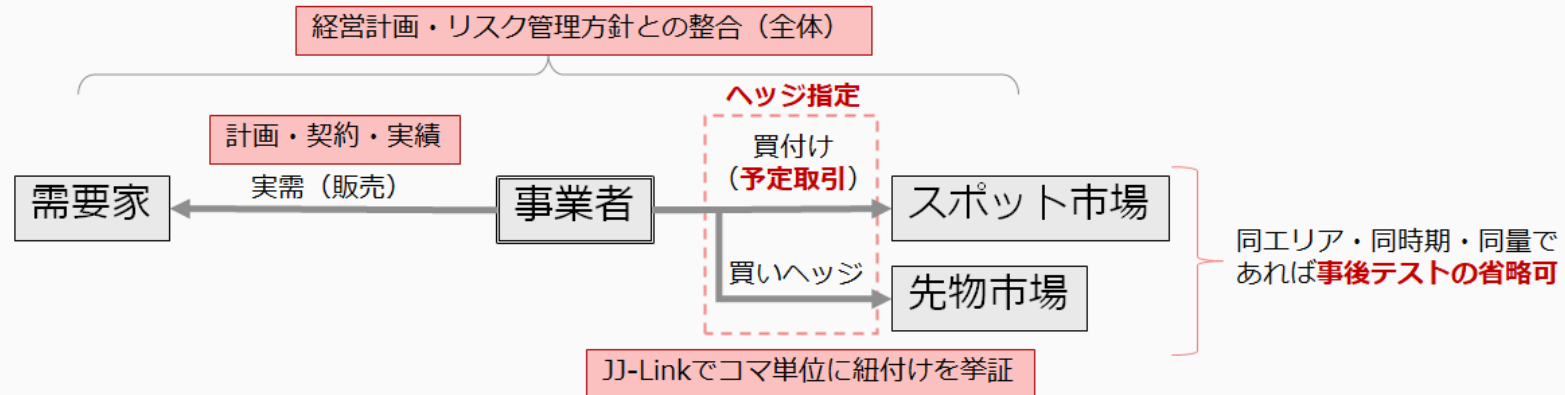
- 予定取引に相当する電力量の先物を買って、**当該先物を30分コマ単位に概念的に分割してヘッジ指定。**
 - ✓ **JJ-Link（現先連携サービス）**によりスポット取引と先物取引の紐付けを挙証。

【事後の有効性評価】

- 期末及び 6 か月に 1 回以上、継続して有効性を確認（予定取引の価格は将来の予測値を用い、コマ単位でヘッジ開始時からの予定取引の変動と先物の変動の比率がおおむね**80%～125%までの範囲内であることを確認**）。
- 予定取引の実行時に有効性評価を行う場合、予定取引はコマごとの約定値段、先物取引は最終決済価格算出の基となったコマごとの約定値段を用いる。
- ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象が、**同エリア・同時期・同量であれば実務指針158項により事後テストが省略可能。**

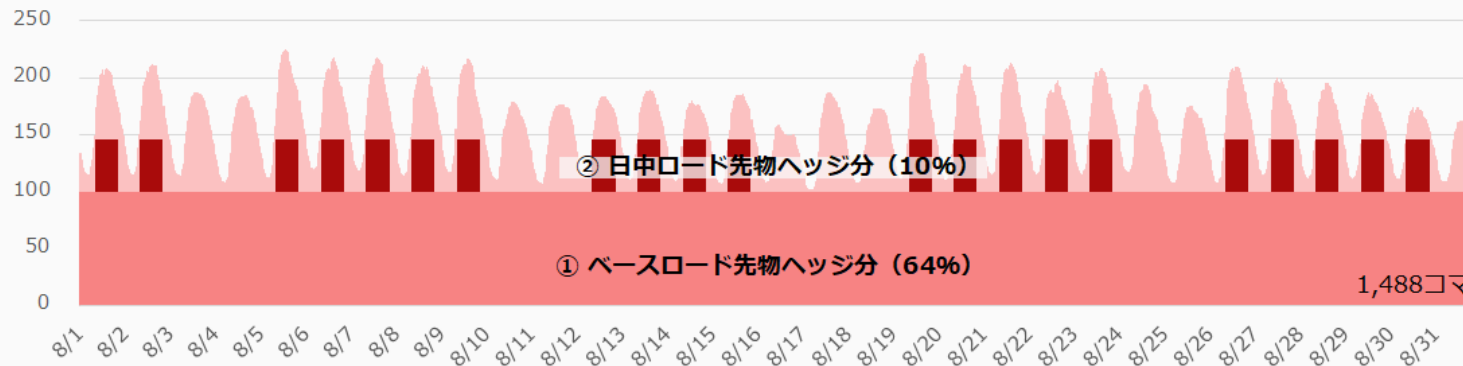
全体像と予定取引のイメージ

- 買いヘッジに関するヘッジ会計の全体イメージ。



- 2024年8月の東京エリア需要実績（30分単位）を例にした予定取引の設定イメージ。
 - 最も需要の少ないコマに揃えた①ベースロード箱部分（＝100で指標化、月間電力量全体の64%）を予定取引として**ベースロード先物でヘッジ指定**
 - 平日8～20時で最も需要の少ないコマに揃えた②日中ロード箱部分（ベースロード箱部分除く。月間電力量全体の10%）を追加の予定取引として**日中ロード先物でヘッジ指定**
 - ①と②の合計（2階建て箱型）で月間電力量全体の74%相当がヘッジ会計の対象

※ 実際はこれらの将来の電力需要を、事業計画・契約状況・過去実績から算定して、確実性の高い数量として設定する。



参考資料

企業会計基準第 10 号

金融商品に関する会計基準（抜粋）

会計基準

VI. ヘッジ会計

1. ヘッジ会計の意義

29. ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすもの(注 11)について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。

(注 11) ヘッジ取引について

ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係になければならない。なお、ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない。

2. ヘッジ対象

30. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性のある資産又は負債で、当該資産又は負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの若しくは当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものである。なお、ヘッジ対象には、予定取引(注 12)により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。

(注 12) 予定取引について

予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

3. ヘッジ会計の要件

31. ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて充たされた場合とする。

- (1) ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること
 - ① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること
 - ② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること
- (2) ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ取引に係る損益認識時点

32. ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。

なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。

(2) ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときの会計処理

33. ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。

ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額について、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理しなければならない。

(3) ヘッジ会計の終了

34. ヘッジ会計は、ヘッジ対象が消滅したときに終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない。また、ヘッジ対象である予定

取引が実行されないことが明らかになったときにおいても同様に処理する。

移管指針第 9 号

金融商品会計に関する実務指針（抜粋）

ヘッジ会計

ヘッジ会計の適用要件

ヘッジ取引

141. ヘッジ取引には、相場変動を相殺するものとキャッシュ・フローを固定するものがある。

相場変動を相殺するヘッジ取引は、ヘッジ対象が相場変動リスクにさらされており、かつ、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動との間に密接な経済的相関関係があり、ヘッジ手段がヘッジ対象の相場変動リスクを減少させる効果を持つものである。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジ取引は、ヘッジ対象がキャッシュ・フロー変動リスクにさらされており、かつ、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動との間に密接な経済的相関関係があり、ヘッジ手段がヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスクを減少させる効果を持つものである。

具体的要件

142. ヘッジ会計の適用に当たっては、金融商品会計基準に定めるヘッジ取引時の要件及びヘッジ取引時以降の要件を満たす必要がある。これらの要件の適用に際しては第 143 項から第 159 項に示す指針による。

（ヘッジ取引開始時（事前テスト））

143. 企業はヘッジ取引開始時に、次の事項を正式な文書によって明確にしなければならない。

（1）ヘッジ手段とヘッジ対象

企業は一般的に市場リスク、すなわち、事業活動に伴う為替変動、金利変動、価格変動のリスクにさらされている。ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ対象のリスクを明確にし、これらのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを明確にする必要がある。ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係として、具体的には、例えば、外貨建取引（金銭債権債務、有価証券、予定取引等）の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等を、株式の株価変動リスクに対して株式オプション等を、固定金利又は変動金利の借入金・貸付金、利付債券等の金利変動リスク（相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リス

ク) に対して金利スワップ、金利オプション（キャップ及びフロアーを含む。）、金利先渡、金利先物等を、非鉄金属、食糧、食品、燃料等の商品価格変動リスクに対して国内外の商品取引所における商品先物取引・商品オプション取引等をヘッジ手段として用いることが考えられるので、これらの関係を正式な文書によって明確にしなければならない。なお、他に適当なヘッジ手段がない場合には、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いることもできる（金融商品会計基準第 102 項）。また、ヘッジ手段に関しては、その有効性について事前に予測しておく必要がある。

(2) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ有効性の評価方法が適切であるかどうかは、リスクの内容、ヘッジ対象及びヘッジ手段の性質に依存する。

企業は、ヘッジ開始時点で相場変動又はキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価する方法を明確にしなければならない。これには、第 171 項に述べるオプションの時間的価値等の処理方法などが含まれる。企業は、ヘッジ期間を通して一貫して当初決めた有効性の評価方法を用いてそのヘッジ関係が高い有効性をもって相殺が行われていることを確認しなければならない。

個別ヘッジの場合はヘッジ対象とヘッジ手段が単純に一对一の関係にあるので、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を直接結び付けてヘッジ有効性を判定する。これに対し、ヘッジ対象が複数であり、相場変動又はキャッシュ・フロー変動をヘッジ手段と個別に関連付けることが困難な場合、第 152 項の要件を満たすものに限り、ヘッジ手段をヘッジ対象と包括的に対応させる方法（包括ヘッジ）も採用できる。企業は個別ヘッジによるか包括ヘッジによるかを事前に明示しなければならない。

また、通常、同種のヘッジ関係には同様の有効性の評価方法を適用すべきであり、同種のヘッジ関係に異なる有効性の評価方法を用いるべきではない。

144. 金融商品会計基準第 31 項では、ヘッジ会計の適用要件の一つとして、ヘッジ取引時の要件（事前要件）を次のように定めている。

ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること。

- (1) 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること。
- (2) 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること。

145. 前項(1)による確認は、企業が次のような比較的単純な形でヘッジ取引を行っている場合に可能である。

- ① 個々のヘッジ取引を行う際に、企業の所定の方針に従って適切な社内承認手続きが行われ、それが文書化されている場合
- ② 特定の種類の取引については自動的に特定のデリバティブによるヘッジを行う方針が文書化されており、それに従ってヘッジ取引が行われている場合

これに対し、多数のヘッジ取引を行っており、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが困難な場合には、前項(2)のように、リスク管理に関する内部規定及び内部統制組織が適切に運用され、ヘッジ取引がそれに従って処理されていることが必要である。具体的には、ヘッジのためのデリバティブ取引を実行する部門とは分離されたリスク管理部門を設け、ヘッジ取引の実行を適切に管理するシステムが確立されている必要がある。

(ヘッジ取引時以降 (事後テスト))

146. 企業は、指定したヘッジ関係について、ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれていることを確かめなければならない。すなわち、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動との間に高い相関関係があったかどうか (ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動がヘッジ手段によって高い水準で相殺されたかどうか) をテストしなければならない。

企業は、決算日には必ずヘッジ有効性の評価を行い、少なくとも6か月に一回程度、有効性の評価を行わなければならない。

ヘッジ有効性の評価は、文書化されたリスク管理方針・管理方法と整合性が保たれていなければならない。

リスク管理方針文書の記載事項

147. リスク管理方針として、少なくとも、管理の対象とするリスクの種類と内容、ヘッジ方針、ヘッジ手段の有効性の検証方法等のリスク管理の基本的な枠組みを文書化し、企業の環境変化等に対応して見直しを行う必要がある。

- (1) ヘッジ方針においては、リスク・カテゴリー別のヘッジ比率、ヘッジ対象の識別方法、リスク・カテゴリー別のヘッジ手段の選択肢などを記載することが必要である。
- (2) ヘッジ手段の有効性の検証方法には、ヘッジ対象とするリスク・カテゴリーとの価格変動

の相関関係の測定方法のほか、当該ヘッジ手段に十分な流動性が期待できるか否かの検討も含めることが望ましい。また、ヘッジの有効性テストの結果は、同一ヘッジ取引につきその後のヘッジに係る事前テストに反映しなければならない。

ヘッジ対象の識別

ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象

148. 相場変動による損失の可能性のある資産又は負債（予定取引から生じると見込まれるものを含む。以下同じ。）で、当該資産又は負債に係る相場変動が評価に反映されていないか、又は評価に反映されてはいるが評価差額が純損益として処理されていないものは、原則として、相場変動を相殺するヘッジ対象となり得る。固定金利の借入金・貸付金は、市場金利の変動により時価の変動が生じ、その変動額が借入金・貸付金の評価に反映されないから、ヘッジ対象に該当する。

149. 資産又は負債に伴うキャッシュ・フローが変動するもの、例えば、変動利付の貸付金は、キャッシュ・フローを固定するヘッジ対象となり得る。

ヘッジ指定

150. ヘッジ対象は、ヘッジを行うに際して、リスクを有する資産又は負債等の中からヘッジを意図する期間にわたりヘッジ指定によって識別し、識別したヘッジ対象は当該ヘッジ手段と対応させる。ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、識別したヘッジ対象とリスクの種類、選択したヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間などが第 145 項に示すような形で確認できるものでなければならない。

ヘッジ指定は、ヘッジ対象の金額の一定割合又はヘッジ対象の保有期間の一部の期間のみを対象として行うこともできる。

151. ヘッジ対象の識別は、資産又は負債等について取引単位で行うことが原則であるが、市場におけるヘッジ手段の最低取引単位が対象とする資産又は負債等の取引単位より大きい場合やヘッジ取引のコスト又は信用リスクを軽減しようとする場合に、企業内部の部門ごと又はその企業において、リスク（例えば、金利変動リスク）の共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）もある。

包括ヘッジの要件

152. 金融商品会計基準（注 11）にいう「個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるもの」とは、リスク要因（金利リスク、為替リスク等）が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることを意味するものと解される。

したがって、例えば、金利変動に伴う時価変動が生じることにおいては個々の資産又は負債が共通していても、満期日が著しく相違することなどにより、金利変動に伴う時価変動の割合が個々の資産又は負債との間で一様でないような場合には、金融商品会計基準（注 11）の要件を満たさないので、包括ヘッジの対象として扱うことはできない。個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下 10%を目安にその範囲内にある場合には、個々の資産又は負債はリスクに対する反応がほぼ同様であるものとして取り扱う。

複数銘柄による株式ポートフォリオの時価変動を株価指数先物取引などでヘッジしようとする場合には、個々の銘柄の株価が株価指数先物価格と同様に反応するとはいえず、株式ポートフォリオは一般的に包括ヘッジの対象とはならない。

ヘッジ取引とヘッジ対象の紐付け

153. 識別したヘッジ対象とヘッジ手段はヘッジ取引時にヘッジ指定によって紐付けを行い、有効性評価とヘッジ損益の処理のためヘッジ会計の終了まで区分管理しなければならない。紐付けは、原則として、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させて行う。

ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ有効性の評価方法の基本的考え方

（有効性の評価方法の一貫性）

155. 企業が当初決めた有効性の評価方法を変更した場合には、ヘッジ関係の指定の見直しを行い、新たにヘッジ会計の要件を満たすと判定されたヘッジ関係についてはその時点からヘッジ会計の適用を開始し、ヘッジ会計の要件を満たさなくなったものについては、第 180 項に従って処理しなければならない。

（有効性の判定基準）

156. ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断する。両者の変動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲内にあれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があると認められる。オプション取引については、ヘッジ方針に従い、オプション価格の変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較するか又はオプションの基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較して判定を行う。

例えば、ヘッジ手段の損失額が80でヘッジ対象の利益額が100ならば、相殺は100分の80で80%と測定され、また、ヘッジ手段の利益額が100でヘッジ対象の損失額が80ならば、相殺は80分の100で125%と測定され、これらのヘッジ手段とヘッジ対象には高い相関関係がありヘッジは有効であるといえる〔設例17〕。

なお、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の要因となるリスク要素（金利、為替、信用等）のうち特定の要素のみ（例えば、外貨建株式の為替リスクのみ。）をヘッジすることを意図している場合において、変動額をリスク要素別に区分して把握できるときは、ヘッジの対象として意図されたリスク要素に起因する変動額に基づいて判定する。

ヘッジ取引開始時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果がヘッジ手段の高い有効性を示している限り、たとえ上記により算出した変動額の比率が高い相関関係を示していなくても、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続することができる。

ヘッジ有効性の評価に係る具体的検討事項

（時間的価値等）

157. ヘッジの有効性の評価方法を明確化するに当たって、企業は、ヘッジ手段の損益全てをその評価対象に含めるのか、又は時間的価値等（例えば、オプションの時間的価値、スポット価格と先物・先渡価格の差額等）を除いて評価するのかを各ヘッジ取引の特性に応じてあらかじめ決めなければならない。

（高い有効性があるとみなされる場合）

158. 一般的にヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を

完全に相殺するものと想定することができる。例えば、次の全てに該当するような先渡契約によってヘッジされた予定購入取引は、ヘッジに高い有効性があるといえる。このような場合には、第 156 項による有効性の判定は省略することができる。

- ① 先渡契約が、ヘッジ対象となるべき予定購入と同一商品、同量、同時期、同一場所である。
- ② ヘッジ開始時の先渡契約の時価がゼロである。
- ③ 先渡契約のディスカウント又はプレミアムの変動がヘッジの有効性評価から除かれている、又は予定取引のキャッシュ・フロー変動がその商品の先物価格に依存している。

なお、金利スワップについては、第 178 項の特例処理の要件に該当すると判定される場合、その判定をもって有効性の判定に代えることができる。

(ヘッジ有効性の評価が複雑であり、非有効部分がある場合)

159. 次のような場合、ヘッジ非有効部分が存在する可能性があるのでヘッジの有効性評価は複雑であり、十分な検討が必要になる。

- ① ヘッジ手段とヘッジ対象の想定元本、期限、取引量、場所、引渡日等の重要な条件が相違する。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象の通貨が異なり、両者の為替相場変動が完全には連動していない。例えば、カナダドル建ての変動利付債券（その他有価証券に区分されているものとする。）の為替相場変動リスクを米ドルの為替売予約でヘッジする場合などである。

ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準

162. 金融商品会計基準（注 12）における「契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引」に該当するか否かを判断する際には、例えば、以下の項目を総合的に吟味する必要がある。

- (1) 過去に同様の取引が行われた頻度

当該取引と同様の取引が過去において一度も行われていない場合には、他の要素を十分に吟味する。

- (2) 企業が当該予定取引を行う能力を有しているか。

企業が、法的、制度的及び資金的に当該取引を実行する能力を有しない場合には、ヘッジ

対象になり得ないものとする。

- (3) 当該予定取引を行わないことが企業に不利益をもたらすか。

当該取引を行わないことが企業に不利益をもたらさない場合には、他の要素を十分に吟味する。

- (4) 当該予定取引と同等の効果・成果をもたらす他の取引がないか。

当該取引と同等の効果・成果をもたらす他の取引がある場合には、他の要素を十分に吟味する。

- (5) 当該予定取引発生までの期間が妥当か。

予定取引発生までの期間が長い場合ほど実行される可能性は低くなると考えられる。特に当該期間がおおむね1年以上である場合には、他の要素を十分に吟味する。

- (6) 予定取引数量が妥当か。

過去において行った同様の取引の数量を超過する部分については、他の要素を十分に吟味する。

なお、金融商品会計基準（注12）における「未履行の確定契約に係る取引」について、当該契約を解除する場合の対価が全く不要か又は軽微である場合は、上記と同様の検討を行い、ヘッジ対象になり得るか否かを判断する。

予定取引実行時の処理

170. 予定取引のヘッジについてヘッジ会計を適用したことにより繰り延べられたヘッジ手段に係る損益（繰延ヘッジ損益）は、当該予定取引の実行時において、次のように処理する〔設例19〕及び〔設例20〕。

- (1) 予定取引により純損益が直ちに発生する場合

ヘッジ対象とされた予定取引が、売上や金利など純損益が直ちに発生するものである場合には、当該取引の実行時に、繰延ヘッジ損益を当期の純損益として処理する。この場合の勘定科目は、原則としてヘッジ対象取引に係る損益科目（売上高、支払利息など）とする。ただし、為替リスクのヘッジによる損益については、為替差損益とすることができる。

- (2) 予定取引が資産の取得である場合

ヘッジ対象とされた予定取引が、棚卸資産や有形固定資産などの資産の購入である場合には、繰延ヘッジ損益はこれらの資産の取得価額に加減し、当該資産の取得価額が費用計上される期の純損益に反映させる。例えば、購入した資産が棚卸資産である場合には販売時の売

上原価又は低価基準の適用による評価損、固定資産である場合には減価償却費にそれぞれ含まれることとなる。

ただし、取得する資産が貸付金等の利付金融資産である場合には、受取利息の発生に対応させるため、繰延ヘッジ損益として処理することができる。

(3) 予定取引が利付負債の発生である場合

ヘッジ対象とされた予定取引が、社債、借入金等の利付負債の発生である場合には、繰延ヘッジ損益は、引き続き純資産の部に計上し、償却原価法により当該負債に係る利息費用の発生に対応するように各期の純損益に配分する。

ヘッジ非有効部分の処理

172. ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理することができる。

なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方針を採用することができる。

繰延ヘッジ損益の会計処理

174. 繰延ヘッジ損益は、純資産の部に計上する。なお、繰延ヘッジ損益を純資産の部に計上するに当たっては、これらに関する、当期までの期間に課税された法人税等及び繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額で計上する（企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第8項）。

また、連結財務諸表においては、純資産の部に計上される繰延ヘッジ損益の当期変動額をその他の包括利益として、包括利益会計基準に従い、連結包括利益計算書等に表示する必要がある。

繰延ヘッジ損益の損益計上時における処理科目

176. ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、繰延ヘッジ会計においては、原則としてヘッジ対象の損益区分と同一区分で表示する。すなわち、繰延ヘッジ損益は、ヘッジ対象が商品であれば売上原価、株式であれば有価証券売却損益、利付資産・負

債であれば利息の調整として損益に戻入処理する。ただし、第 170 項(1)ただし書のように、為替リスクのヘッジによるヘッジ損益については、為替差損益として処理することができる。

ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合の会計処理

180. 企業は次のような事態が発生した場合、ヘッジ会計の適用を中止しなければならない。

- ① 当該ヘッジ関係が企業のヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった。
- ② ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅した。

上記の事態が発生した場合には、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べる。また、①の場合に、ヘッジ会計の中止以降のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は発生した会計期間の純損益に計上しなければならない。

なお、ヘッジ手段が債券、借入金等の利付金融商品の金利リスク（相場変動又はキャッシュ・フロー変動）をヘッジするものであった場合において、ヘッジ会計の適用中止の時点まで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり金利の調整として純損益に配分する。

ヘッジ会計の終了

181. ヘッジ対象が消滅したとき又はヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額を当期の純損益として処理しなければならない。

金融商品会計に関するQ & A（抜粋）

包括的長期為替予約によるヘッジ

第 162 項

Q55-2：当社は今後数年間の月々の輸入取引に使用する目的で、毎月同額、同一レートで円売りドル買いの為替予約を包括的な取引として締結することを考えています。このような取引はヘッジ会計の対象となると考えてよいでしょうか。また、振当処理は適用できるでしょうか。

A：予定取引の発生可能性については、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引であることが必要であり、特に予定取引発生までの期間が1年以上の場合、他の要素を十分吟味する必要があるとされています（実務指針第 162 項）。外貨建輸入取引に係る為替予約については、過去の取引実績等から考えて長期的に予定取引が発生し得る場合においても、1年以上のものは、輸入見合いの長期の円建売契約がある場合を除き、原則として会計処理上は投機目的と考えられます。ただし、1年以上の予定取引についても、(a) 為替相場の合理的な予測に基づく売上と輸入（輸入品目を特定する必要があります。）に係る合理的な経営計画（通常3年程度）があり、かつ、損失が予想されない場合、若しくは、(b) 輸入予定取引に対応する円建売上に係る解約不能の契約があり、かつ、損失とならない場合にのみ、当該予定取引をヘッジ対象とすることは、妥当と認められる場合も考えられます。この場合であっても、それ以外の部分は、一般的に会計処理上は投機目的と解され、為替予約の時価評価差額を純損益に計上する必要があります。

なお、ご質問のような包括的な長期為替予約においては、円の利子率がドルの利子率よりも低い場合、契約期間前半は、各受渡日を期日とする為替予約よりも低く、後半は、各受渡日を期日とする為替予約よりも高くドルを購入することになります。これは、2通貨の金利差のために受渡期日が長期になればなるほどドルをより低い相場で購入することができることを利用して、契約期間中のキャッシュ・フローの現在価値がドルの購入額と円の支払額とで等しくなるような同一レートに契約レートが設定されているためです。同一の契約レートの包括的な長期為替予約は、通貨スワップの一種とも解されますが、契約時と満期時の元本の交換もなく、また、為替予約と同等とも認められないため、通常、振当処理の対象とはなりません（会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建実務指針」という。）第6項）。したがって、為替予約の振当処理を行った場合との差異の重要性が乏しい

場合を除き、契約レートで月々一定額を交換する包括的長期為替予約等のうちヘッジ手段となる部分については、契約レートを契約締結時の理論先物相場に引き直してヘッジ手段に係る損益又は評価差額に、これらに関する、当期までの期間に課税された法人税等及び繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額を繰延ヘッジ損益として純資産の部に計上し、繰り延べることになります（実務指針第 169 項から第 171 項）。

有効性の判定基準

第 156 項

Q53：変動利付借入金に金利スワップを使って金利を固定化するヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）の有効性判定を設例で説明して下さい。

A：キャッシュ・フローを固定するヘッジの有効性判定については実務指針第 156 項で、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断するとされています。その結果、両者の変動額の比率がおおむね 80% から 125% の範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることになります。

金利固定化のヘッジ有効性判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段についてそれぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較することになります。この際、二つの方法が考えられます。一つは、既に経過した期間についての変動額の累計を比較する方法（設例の A 法）、もう一つは、未経過の期間も含めたヘッジ期間全体の変動額の累計を比較する方法（設例の B 法）です。A 法の場合は、ヘッジ取引開始時の予定キャッシュ・フローと判定時点までの実績キャッシュ・フローの累計との差異をヘッジ手段とヘッジ対象についてそれぞれ求めて比較を行うことになります。一方、B 法の場合は、ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額を一つの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フローに未経過の将来キャッシュ・フロー見込額を加算してキャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較することになります。

いずれの場合についても設例では、プラス方向の変動とマイナス方向の変動を相殺した変動累計額で計算していますが、ヘッジ対象について利息の計算期間ごとに両方向の変動額の絶対値を累計して計算する方法も考えられます（この場合、ヘッジ手段については、基準金利がヘッジ対象の基準金利と同方向に変動した場合はプラス、逆方向に変動した場合にはマイナスし

た累計により比較することになります。)

また、B法の設例では、簡便性を考慮して、未経過の将来キャッシュ・フロー見込額の算定に当たって有効性判定時点で明らかになっている変動レートを使用しています。ヘッジ対象とヘッジ手段のそれぞれに理論先渡金利があればそれによってそれぞれの将来キャッシュ・フローを求め、これにそれぞれのイールド・カーブから求められる割引率を使ってその現在価値を求める方法も考えられます。設例に示した計算方法は例示であり、キャッシュ・フロー変動の累計で比較するという実務指針の基本的考え方に準拠する範囲内で、他の合理的と考えられる方法を採用することもできます。

TOCOM 電力先物（月間物） 制度概要

	東エリア・ベースロード電力	西エリア・ベースロード電力	東エリア・日中ロード電力	西エリア・日中ロード電力
取引種類	現金決済先物取引			
標準品	JEPX スポット市場の東京エリアベースロード (0:00～24:00) 価格	JEPX スポット市場の関西エリアベースロード (0:00～24:00) 価格	JEPX スポット市場の東京エリア日中ロード (8:00～20:00) 価格	JEPX スポット市場の関西エリア日中ロード (8:00～20:00) 価格
立会時間	<日中> 寄付板合わせ（オープニング）：8:45 ザラバ取引（レギュラー・セッション）：8:45～15:40 引板合わせ（クロージング）：15:45 <夜間> 寄付板合わせ（オープニング）：17:00 ザラバ取引（レギュラー・セッション）：17:00～18:55 引板合わせ（クロージング）：19:00			
限月取引	24 限月制			
取引最終日	当月限の末日の前営業日（日中立会まで）		当月限の最終平日の前営業日（日中立会まで）	
最終決済日	当月限の翌月第一営業日			
取引単位	取引限月の暦日数×24h×100kWh		取引限月の平日（注1）日数×12h×100kWh （注1）平日は TOCOM が指定する	
呼値の単位	1kWh 当たり 0.01 円刻み			
制限値幅	基準値段（前日帳入値段）を中心に上下 8.00 円			
帳入値段	日本証券クリアリング機構が定める値段（夜間立会の開始時から日中立会終了時までの立会における最終約定値段等）			
最終決済価格	JEPX スポット市場における、東京エリアプライスのベースロード（0:00～24:00）の対象期間（暦日）の月間平均価格	JEPX スポット市場における、関西エリアプライスのベースロード（0:00～24:00）の対象期間（暦日）の月間平均価格	JEPX スポット市場における、東京エリアプライスの日中ロード（8:00～20:00）の対象期間（平日）の月間平均価格	JEPX スポット市場における、関西エリアプライスの日中ロード（8:00～20:00）の対象期間（平日）の月間平均価格
決済方法	1. 転売又は買戻し 2. 最終決済（最終決済価格による決済）			